

給付金 事例7 ~ 事例12

事例7 疾病・災害入院給付金

被保険者が病気やケガにより入院した場合に受け取れる。

○ 受け取れる場合

契約後に発症した「椎間板ヘルニア」で入院した場合。

× 受け取れない場合※

契約前に発症した「椎間板ヘルニア」で入院した場合。

- ▶ 所定の入院に該当しない
(契約前の発症による入院)

※契約内容によっては受け取れる場合があるため、詳しくは生命保険会社に確認しましょう。

事例8 疾病・災害入院給付金

被保険者が病気やケガにより入院した場合に受け取れる。

○ 受け取れる場合

医師による治療が必要であり、自宅などでの治療が困難なため入院した場合。

× 受け取れない場合

定期的な健康診断の目的で人間ドックを受けるためだけに入院した場合。

- ▶ 所定の入院に該当しない
(治療を目的としない入院)

事例9 手術給付金

被保険者が病気やケガにより所定の手術をした場合に受け取れる。

○ 受け取れる場合

「急性虫垂炎」のため、虫垂を切除する手術(虫垂切除術)を受けた場合。

× 受け取れない場合※

骨折の治療の後、骨折した部位を固定するためのボルトを抜く手術(抜釘術)を受けた場合。

- ▶ 所定の手術に該当しない

※契約内容によっては受け取れる場合があるため、詳しくは生命保険会社に確認しましょう。



事例10 通院給付金

被保険者が病気やケガで入院給付金の支払事由に該当する入院をし、退院後その治療を目的として通院した場合などに受け取れる。

○ 受け取れる場合

骨折の治療のため12日間入院し、退院。
その後、骨折の継続治療で同じ病院に3日間通院した場合。

× 受け取れない場合

骨折の治療のため12日間入院し、退院。
その直後にインフルエンザを発症し、インフルエンザの治療で同じ病院に3日間通院した場合。

- ▶ 入院の原因となった病気やケガの治療を目的とする通院ではない

事例11 特定損傷給付金

被保険者が不慮の事故*により骨折・関節脱臼・腱の断裂などに対する治療を受けた場合に受け取れる。

○ 受け取れる場合

自転車で走行中に転倒し、右腕を骨折した場合。

× 受け取れない場合

骨粗しょう症で加療中に、立ち上がろうとして片手に体重をかけてしまったところ右腕を骨折した場合。

- ▶ 疾病を原因とする骨折と考えられる

※「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。

事例12 障害給付金

被保険者が不慮の事故*により所定の身体障害の状態になった場合に受け取れる。

○ 受け取れる場合

交通事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に片耳が全く聞こえなくなり、回復の見込みがない場合。

× 受け取れない場合

大腿骨を骨折し、病院で治療を行い、完治した場合。

- ▶ 所定の身体障害の状態に該当しない

※「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいう。



「保険金などの受取り」などの生命保険に関する動画をご覧ください。

<https://www.jili.or.jp/movie/>

